

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 4 - 0 0 2 7 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字木ノ子 1 5 4 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 4 - 0 0 4 2 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字汐吹 1 2 0 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 4 - 0 0 4 8 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字石崎 2 7 1 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 4 - 0 0 4 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字石崎 3 9 4 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 4 - 0 0 5 7 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字小砂子 4 8 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 6 - 0 0 6 8 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字館野 2 9 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 6 - 0 0 6 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字館野 2 1 4 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 4 - 0 0 3 0 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字木ノ子 2 9 3 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 4 - 0 0 3 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字扇石 2 5 4 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 4 - 0 0 3 8 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字扇石 3 1 2 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 4 - 0 0 6 4 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字小砂子 2 6 2 番

表題部所有者の登記をした旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項に規定する登記を行ったので、第 16 条の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 6 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤 繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1 - 2 0 2 5 - 0 0 2 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡江差町字中網町 6 1 番